

将来にわたり国民健康保険を健全に運営し、保険給付を適切に行うため、国民健康保険税の税率などを改正しました。次年度以降の税率などについては、保険給付の推移などを考慮し、毎年検討していきます。

また、令和8年度から全国で子ども・子育て支援納付金の制度が始まりました。税率などについては下表をご覧ください。

税率の変更

区 分		改正前(令和7年度)	改正後(令和8年度)	差
医療保険分	所得割	6.97%	7.65%	0.68%
	均等割(人数)	29,800円	32,600円	2,800円
	平等割(世帯)	20,900円	21,800円	900円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.48%	2.61%	0.13%
	均等割(人数)	10,300円	10,900円	600円
	平等割(世帯)	7,200円	7,300円	100円
介護保険分 (40~64歳)	所得割	2.19%	2.27%	0.08%
	均等割(人数)	11,300円	11,500円	200円
	平等割(世帯)	5,700円	5,700円	0円
子ども・子育て支援 納付金分	所得割	-	0.29%	0.29%
	均等割(人数)※	-	1,200円	1,200円
	18歳以上均等割(人数)	-	100円	100円
	平等割(世帯)	-	800円	800円

※18歳未満は全額軽減

軽減措置の変更

前年中の世帯の所得が基準額以下の場合、保険税の均等割額と平等割額が所得に応じて軽減(7割・5割・2割)されます。このうち、5割・2割軽減の判定基準額を引き上げ、保険税の軽減される世帯を拡大しました(手続きは不要です)。

▼2割軽減

令和7年度	43万円+56万円×被保険者数 ^(※1) +10万円×(給与所得者等 ^(※2) の数-1) 以下
令和8年度	43万円+ 57万円 ×被保険者数 ^(※1) +10万円×(給与所得者等 ^(※2) の数-1) 以下

▼5割軽減

令和7年度	43万円+30.5万円×被保険者数 ^(※1) +10万円×(給与所得者等 ^(※2) の数-1) 以下
令和8年度	43万円+ 31万円 ×被保険者数 ^(※1) +10万円×(給与所得者等 ^(※2) の数-1) 以下

※1 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した人も含みます。

※2 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える人)と公的年金などの支給を受ける人[65歳未満:公的年金などの収入が60万円を超える人/65歳以上:公的年金の収入が125万円を超える人(特別控除15万円含む)]

※3 7割軽減の基準額(43万円+10万円×(給与所得者等^(※2)の数-1) 以下)に変更はありません。

賦課限度額の変更

所得に応じた保険税となるよう賦課限度額を年間109万円から113万円に引き上げられました。

区 分	令和7年度	令和8年度
医療保険分	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円
介護保険分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	-	3万円
合 計	109万円	113万円